

# 報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 134 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 142 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 道路建設課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：
  - ・平成 21 年 1 月 16 日に実施された大和郡山広陵線の地方特定道路整備事業における用水路付け替え計画の説明会に係る協議録
  - ・平成 22 年 1 月 21 日に実施された安堵南北線の町道との取り合い部についての安堵町との協議及び安堵南北線における用水路付け替え計画の地元説明会に係る協議録
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不 開 示 部 分：個人（公務員を除く。）の氏名
  - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、県道大和郡山広陵線の事業実施に当たり、利害関係者である〇〇〇〇水利組合との間で用水路の付け替え工事に係る事業の調整を行うために実施した説明会（以下「本件説明会」という。）の内容を記録した協議録、本件説明会に出席した者の氏名等が記載された書類及び本件説明会で使用した図面で構成されている。

#### 2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、水利組合の評議員の氏名、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名については、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

水利組合の評議員の氏名、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

水利組合の評議員の氏名を公にする法令等の規定はなく、当該評議員は慣行として氏名が公にされると認められる水利組合の代表者ではないので、公にする慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

また、民間会社の従業員の氏名その他の個人の氏名についても、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報ではないので同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、水利組合の評議員、民間会社の従業員その他の個人の氏名については、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、水利組合の評議員は地域の代表で出席していることからその氏名を開示すべきであると主張し、また、スマートインターチェンジは公費で事業を実施しているので、水利組合の評議員の氏名及び民間会社の従業員の氏名を開示すべきであると主張するが、水利組合の評議員の氏名及び民間会社の従業員の氏名については、異議申立人が主張するような理由により条例第 7 条第 2 号の不開示情報該当性の判断を左右するものではない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月10日		
② 決定	平成23年	5月24日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	6月14日		
④ 諮問	平成23年	7月1日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議